

災害時における災害応急対策業務に関する協定（案）

国土交通省関東地方整備局東京国道事務所（以下「甲」という。）と〇〇建設株式会社〇〇支店（以下「乙」という。）とは、災害時における所管施設の災害応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 本協定は、甲が管理または工事中の施設等（以下「所管施設」という。）が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生または発生の恐れがある場合において、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力等（以下「建設資機材等」という。）について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（実施区間）

第 2 条 地震時の実施区間（道路啓開区間）は〇〇とする。

（詳細は別紙－ 2 ）

地震時以外の実施区間は一般国道〇号のうち、〇〇～〇〇（通称名：R〇－〇）とする。

（詳細は別紙－ 3 ）

- 2 災害等の状況により、甲は乙に対し、必要として上記に規定する業務実施区間以外に出動を要請することができるものとし、乙は、原則としてこれに応じるものとする。

（協力要請）

第 3 条 甲は所管施設に災害が発生または発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し「災害時における所管施設の災害応急対策業務」（以下「災害業務」という。）の協力を要請することができるものとする。

（建設資機材等の報告）

第 4 条 甲は、甲が保有する建設資機材等について、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

- 2 乙は、あらかじめ災害業務に備え、業務の必要な組織及び使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。
- 3 乙は前項で報告した内容に著しい変動が生じたとき、または、甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第 5 条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、相互に建設資機材等を提供するものとする。

(訓 練)

第 6 条 乙は、甲が主催または参加する防災訓練に甲から参加依頼があった場合は参加するものとする。

2 乙は、災害対策用機械の運搬、展開補助を円滑に行うために甲が実施する操作訓練に参加するものとする。

第 2 章 災害応急対策業務（地震時編）

(災害業務内容)

第 7 条 甲が、乙に対し要請を行う災害業務は、道路巡回による所管施設の被害状況の把握と報告、並びに甲の指示する当該被災所管施設の緊急措置、道路啓開、応急復旧等を実施するものとする。

活動内容は本協定によるほか、記載無き事項は別冊「道路啓開現場作業マニュアル（案）」によるものとする。

① 道路巡回

実施区間の道路巡回を行い所管施設の被害状況の把握と報告を行う。

要請後速やかに道路巡回を実施できる体制を整え、道路巡回時は損傷箇所または渋滞等の事象を確認毎に情報伝達システムを利用し報告を行う。

② 緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置、また、危険箇所の注意喚起や交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

③ 道路啓開

緊急車両の通行の確保を図るため、散乱している障害物の除去や、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理や災害対策法に基づく車両移動等を実施する。

④ 応急復旧

道路啓開後甲の指示のもと、緊急輸送道路の機能を確保するため土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

⑤ その他

上記の他、甲が災害業務に関する具体的な要請を行った場合、乙は要請内容に基づく活動を実施する。

(災害業務の出動要請)

第 8 条 甲は、第 3 条により乙に災害業務の協力を要請する場合は、書面ま

たは電話等の方法により、乙に出動を要請するものとする。

ただし、甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの出動要請があったものとみなし、乙の判断で出動するものとする。

- 2 第7条①の道路巡回は、実施区間と同一区内で震度5強以上を観測した場合甲からの要請があったものとみなし、出動するものとする。
- 3 乙は、出動要請を受けた場合、直ちに出勤し災害業務を実施するとともに、出来る限り速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先等を報告するものとする。

(災害業務の指示)

第9条 災害業務の指示は甲が行うものとし、当該実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が監督を実施する。

ただし、第8条第1項ただし書きによる甲の出動要請が困難な場合は、乙の判断の基で災害業務のうち道路啓開まで行うものとする。

- 2 前項のただし書きにおいて、甲と連絡が可能となった場合は、乙はその実施内容を速やかに甲へ報告するものとする。

(災害業務の特例)

第10条 乙は、管内で震度6弱以上の地震が発生した場合（BCP非常体制）、甲以外の事務所（以下「丙」という。）及び丙の指示を受けた業者が、管内の緊急点検など災害応急対策を実施することとなっているので、現地で遭遇した場合は連絡調整を図るとともに相互協力するものとする。

また、甲乙相互の通信連絡が不能な場合において、丙から指示があったときは、甲からの要請とみなし原則としてこれに応じるものとする。

第3章 災害応急対策業務（地震時以外編）

(災害業務内容)

第11条 甲が、乙に対し要請を行う災害業務は、道路巡回による所管施設の被害状況の把握と報告、並びに甲の指示する当該被災所管施設の緊急措置、応急復旧及び除雪作業等を実施するものとする。

活動内容は本協定によるほか、記載無き事項は別冊「道路雪害対策マニュアル（東京国道事務所）」によるものとする。

① 道路巡回

実施区間の道路巡回を行い所管施設の被害状況の把握と報告を行う。

② 緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロ

ープ等の設置、また、危険箇所の注意喚起や交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

③ 応急復旧

甲の指示のもと、道路の機能を確保するため、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

④ 除雪作業

車道、歩道及び横断歩道橋等における除雪・排雪・凍結防止剤の散布及び甲の指示に基づく除雪作業を実施する。

⑤ その他

上記の他、甲が災害業務に関する具体的な要請を行った場合、乙は要請内容に基づく活動を実施する。

（災害業務の出動要請）

第 1 2 条 甲は、第 3 条により乙に災害業務の協力を要請する場合は、書面または電話等の方法により、乙に出動を要請するものとする。

2 乙は、出動要請を受けた場合、直ちに出勤し災害業務を実施するとともに、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先等を報告するものとする。

（災害業務の指示）

第 1 3 条 災害業務の指示は甲が行うものとし、当該実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が監督を実施する。

第 4 章 災害応急対策業務（共通編）

（災害対策用機械作業員の派遣依頼）

第 1 4 条 甲は、乙に対し災害上必要と認められる場合、災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車等）の運搬、展開・操作補助を実施する災害対策用機械作業員の派遣を依頼することができるものとする。

第 5 章 その他

（契約の締結）

第 1 5 条 甲は、乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

2 乙は、契約締結にあたっては、法定外の労災保険に付さなければならないものとする。

（災害業務の完了）

第 1 6 条 乙または現場責任者は、災害業務が完了したときは、速やかに電話等の方法により出張所長へその旨を報告するものとする。

（災害業務の実施報告）

第 1 7 条 乙は、災害業務の完了後、災害業務の開始時間・終了時間及び人

員・使用した建設資機材等の内訳について書面により速やかに出張所長へ報告するものとする。

甲は、必要に応じて途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

（災害活動実績に係る証明）

第18条 乙が本協定に伴い災害業務を実施した証明については、甲より「災害活動実績に関わる証明書」を発行するものとする。

（安全の確保）

第19条 乙は、災害業務にあたっては、労働基準法など関係法令を遵守し、作業員の安全の確保に努めなければならないものとする。

（費用の請求）

第20条 乙は災害業務の完了後、当該災害業務に要した費用の見積書を甲に提出するものとする。

（費用の支払）

第21条 甲は、第20条の規定による様式や見積書の提出を受けたときは、内容を精査し、別途締結する契約書に基づきその請負代金を支払うものとする。

（損害の負担）

第22条 災害業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その措置について甲乙協議して定めるものとする。

（緊急通行車両）

第23条 本協定締結後、本協定に基づき乙は甲に、乙が保有している緊急通行車両に登録可能な車両を事前に届け出るものとする。

（身分証明書の発行）

第24条 災害対策基本法に基づく「業務」を行う場合は、甲が乙に発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

（有効期限）

第25条 この協定の有効期限は、令和8年9月1日から令和9年8月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれかからも何ら申し出の無いときは、引き続き同一条件をもって1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（協定の解約）

第26条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生

法の申請等があった場合、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

- 3 乙が、その責めに帰すべき事由により災害業務が完了しなかった場合、甲乙協議の末、今後乙の改善が認められない場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

(連絡者等)

第27条 協定活動にあたり下記担当窓口の登録をするものとし、

①通常担当者：訓練及び調査等の依頼、協定に関する説明会案内等の一般事項の担当者

②災害担当者：「災害応急対策業務」の対応担当者

各担当窓口が変更になった場合は、遅滞なく甲担当に報告するものとする。

なお、各担当窓口の重複は可能とする。

- 2 上記②への登録者は甲が指定する情報伝達システムに担当者の連絡先を登録するものとする。

(その他)

第28条 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和8年8月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局
東京国道事務所長 小山 健 一 印

乙 ○○建設株式会社
○○○社長 ○ ○ ○ ○ 印